

京都市告示第 578 号

京都市国民健康保険条例第14条第1項及び第14条の6第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成18年4月1日から適用します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 所得割 | 100分の10.11 |
| (2) 被保険者均等割 | 36,490円 |
| (3) 世帯別平等割 | 24,460円 |

2 第14条の6第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.84 |
| (2) 被保険者均等割 | 10,140円 |
| (3) 世帯別平等割 | 5,090円 |

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)